

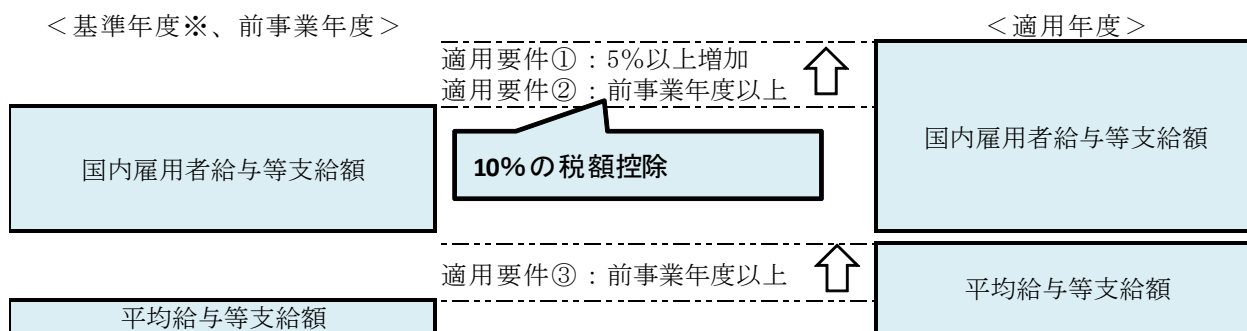
経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： アベノミクス税制（雇用・投資の拡大）

アベノミクス税制の第一段として「雇用・投資」が拡大するように企業を支援する制度が2013年度より開始されています。

1. 所得拡大促進税制

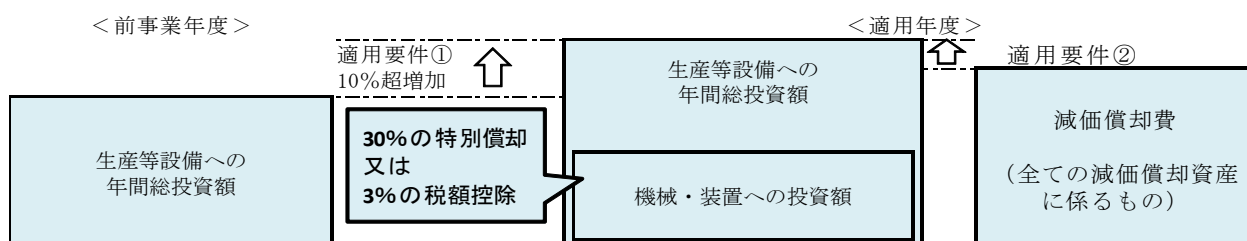
適用内容	国内雇用者に対する給与等支給増加額について10%の税額控除 (限度：法人税額の10% (中小企業者等は20%))
適用要件 (全要件を満たす 必要がある)	①基準年度と比較して5%以上雇用者給与等支給額が増加 ②雇用者給与等支給額が前事業年度を下回らないこと ③平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
適用年度	2013年4月1日から2016年3月31日の間に開始する各事業年度



※：2013年4月1日以後開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度

2. 生産等設備投資促進税制

適用内容 (選択適用)	・国内において取得等した機械及び装置の取得価格30%の特別償却 ・国内において取得等した機械及び装置の取得価格3%の税額控除 (限度：法人税額20%)
適用要件 (全要件を満たす 必要がある)	①国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加 ②国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超える
適用年度	2013年4月1日から2015年3月31日の間に開始する各事業年度



お見逃しなく！

- 2013年4月以降、中小企業者※には、認定支援機関からの経営指導を受ける等一定の要件を満たした建物付属設備（@60万円以上）、器具備品（@30万円以上）の取得について特別償却（30%）もしくは税額控除（7%）の適用があります。
- 2013年4月以降、中小法人※の交際費の損金算入枠が拡充となり、800万円まで全額損金算入されることとなります。

※ 一定の要件を満たす資本金1億円以下の法人等